
農業委員会サポートシステム 全国データベースの概要

令和8年5月
(一社) 全国農業会議所

1. 農業委員会サポートシステムの概要

「**農業委員会サポートシステム**」は、平成26年4月に施行された改正農地法に基づいて農業委員会等が行う、インターネットの利用により農地台帳及び農地地図の情報を公表する事務等を実現するためのシステムです。

平成27年4月から令和4年3月までは「**農地情報公開システム（フェーズ1、フェーズ2）**」として運用されてきました。

【農業委員会サポートシステムの目的】

① **農地台帳の項目のうち公表項目と地図情報をインターネットにより一般公開すること**

⇒・担い手への農地利用集積の推進

・新規就農希望者、参入希望法人などに必要となる農地情報を提供し、遊休農地の解消と発生防止に資する

② **市町村農業委員会の農地台帳システムの全国一元化**

⇒・農業委員会事務の標準化・システム改修コストの低減・情報流出の発生リスク低減

③ **農地法・農業委員会法に定められる都道府県知事、市町村、農業委員会NW機構、農地中間管理機構への農地情報を提供できるようにすること**

⇒・行政機関による統計、集計業務を省略化・農地中間管理機構事務の効率化・高度化

令和4年4月より、農林水産省が開発し運用する「**農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）**」及び農林水産省所管の行政手続きを電子申請する「**農林水産省共通申請サービス（eMAFF）**」と連携がされており、

① **農地法等に関係する電子申請の申請内容が農業委員会サポートシステムへ反映される**

② **現地調査等の結果をタブレットで現地入力し農業委員会サポートシステムへ反映する**

ことが新たに可能となり、

令和5年4月より、地域計画策定のための「**意向情報のデータベース（全国データベース）**」を新規構築し、

③ **タブレットを活用した農地の出し手・受け手の意向把握の実施や意向情報の確認を行う**

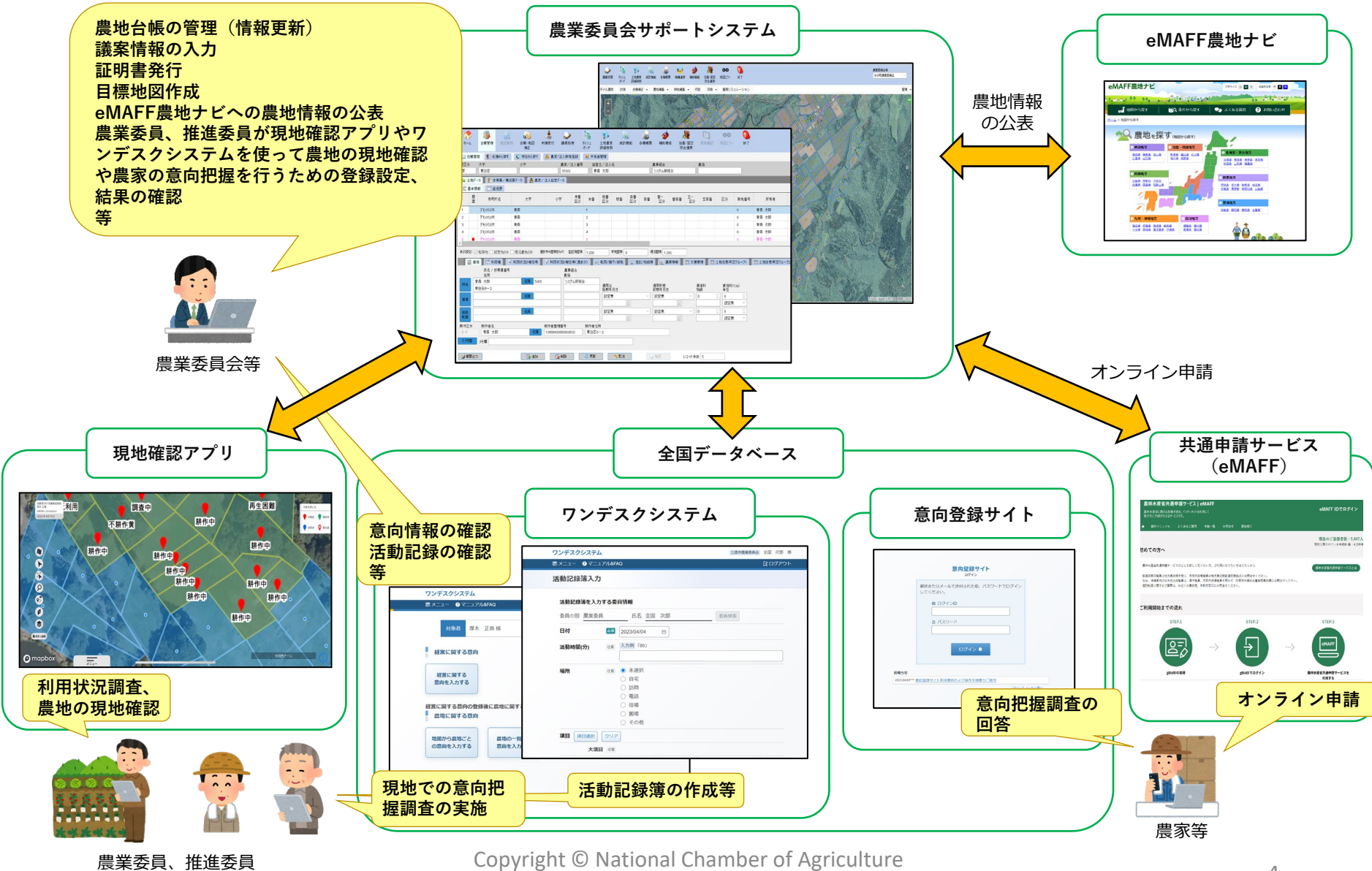
④ **地図管理画面で目標地図の素案や目標地図を作成する**

ことが新たに可能となり、農業委員会が効率的かつ正確に台帳情報を更新し、これを利用した業務を行えるようになっています。

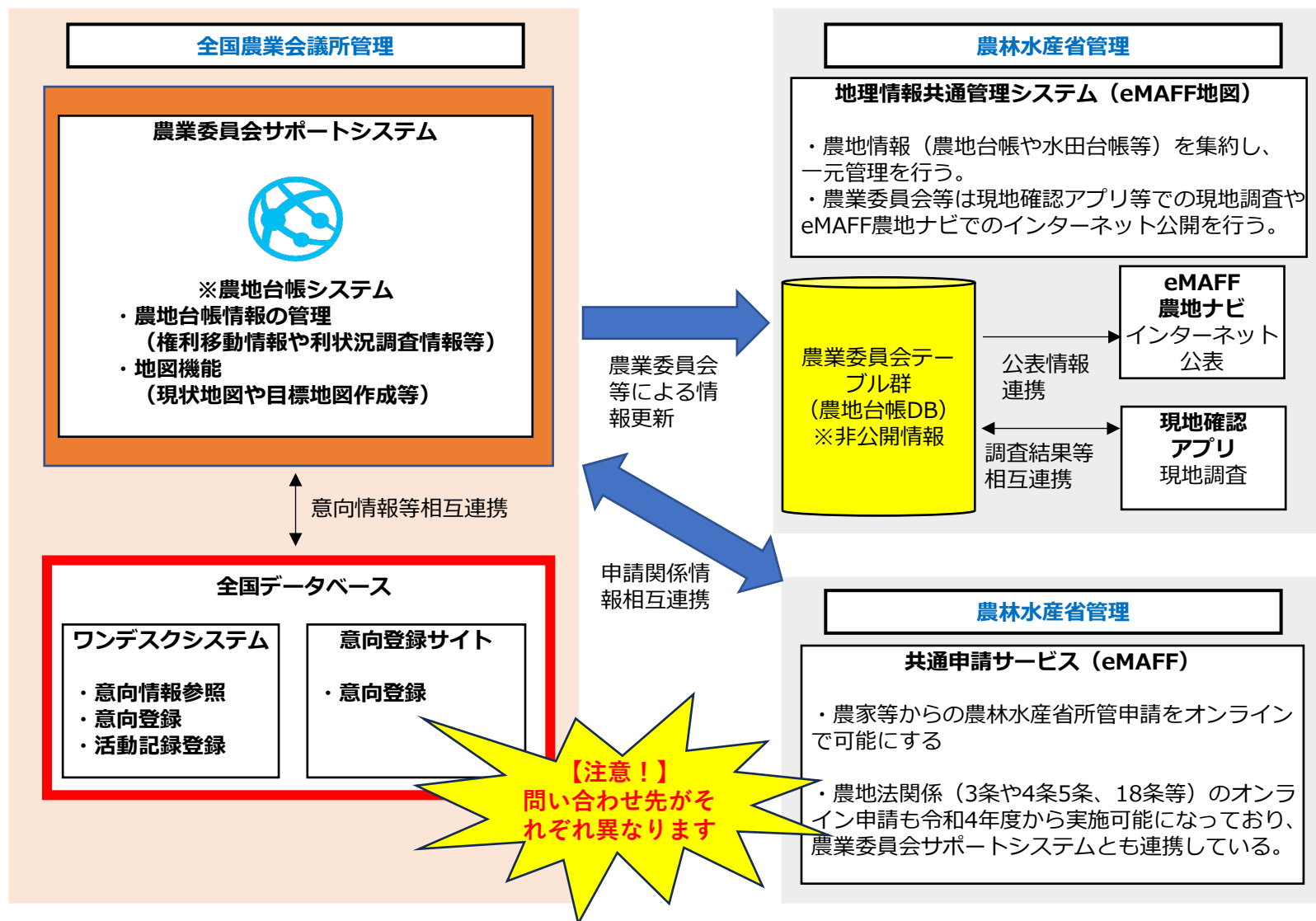
(参考) 農業委員会サポートシステムの経過一覧

関係事業等	農地情報公開システムの開発・整備等	農業委員会等の作業等
平成25年度～平成28年度 農地情報公開システム等整備事業 (平成25年度補正予算事業) ・農地情報公開システム整備事業 (実施主体：全国農業会議所) ・農地台帳システム整備事業 (実施主体：農業委員会等)	農地情報公開システム整備事業により、インターネット公表を可能とするシステム（全国農地ナビ）の開発。	農地台帳システム整備事業により、 ・電子化された農地台帳システムの新規導入・整備 ・農地台帳システムの改修 (農地法で定められる公表項目データのCSV出力機能等)
	インターネット公表に向けた農地台帳情報と地図情報の収集。	農地台帳情報と地図情報の提供。 ※地図情報は市町村が持つ地番図データか法務局の公図。 (公図の収集は都道府県農業会議が一括して行った)
	平成27年4月に全国農地ナビでのインターネット公表を開始。(フェーズ1) ※P3の目的①	農地ナビ開始以降は都度農地台帳情報と地図情報を提供し、全国農地ナビの情報を更新。
	平成28年4月より農地情報公開システム稼働開始(フェーズ2) ※P3の目的②③	・農地情報公開システム利用するためのデータ変換予算が平成28年度当初予算に処置されず、作業凍結。
平成28年10月～平成30年3月 農地情報公開システム本格稼働加速化事業 (平成28年度補正予算事業)	農地情報公開システムでの一元管理に向けた移行作業を実施。	・各農業委員会が所有する農地台帳システムの農地台帳データを農地情報公開システムで定めるファイルレイアウトに変換・変換された農地台帳データを農地情報公開システムへ移行。 ・地図情報はフェーズ1時に収集した地図を搭載。
平成29年度～令和3年度 農地情報公開システム管理事業	農地情報公開システムの運用・保守を開始。	移行作業を完了した農業委員会等から農地情報公開システムの利用を開始。
令和3年度 農地情報一元的管理加速化事業 (令和2年度第3次補正予算事業)	eMAFF地図とeMAFFとの連携を行うためのシステム改修や、連携に伴うデータベースの移行作業の実施。 ・農業委員会サポートシステムに名称変更	・データベースの移行に伴う市町村内の調整。 ・LGWAN回線やインターネット回線についての各種接続設定。
令和4年度～ 農地情報公開システム（農業委員会サポートシステム）管理事業	・これまでの農地台帳・地図機能の他、①eMAFFとの連携によるオンライン申請の連携、②現地確認アプリを利用した現地調査が可能に。 ・地域計画策定のための意向情報のデータベース（全国データベース）を新規構築、目標地図の素案作成機能を実装。	・農地台帳・地図機能の利用の他、現地確認アプリを利用するためのタブレット等の各種設定。 ・年内の更新作業の実施。 ・地域計画策定のための意向情報の入力、意向把握の実施。意向情報に基づいた目標地図の素案作成

2. 農業委員会が業務で利用する各種システムの全体像



2. 農業委員会サポートシステム・全国データベース等の構成（簡易版）



図：農業委員会サポートシステム・全国データベース等の構成（簡易版）

3. 地域計画の策定に向けた各システムの利用

<農業委員会サポートシステム>

・**農業委員会**は、出し手・受け手の意向把握を行うための各種設定（農業委員・推進委員がタブレットで意向把握を行うためのアカウント設定や担当割当、アンケート調査票の出力、意向登録サイトで回答者自ら回答するためのアカウントの発行）、意向情報の台帳への反映、登録、地図機能を使った現況地図や目標地図（素案）、目標地図、地域計画エリア等の作成、地域計画に基づいた農用地利用集積等促進計画の作成（入力や台帳への結果反映）等を行う。

・**市町村**は、台帳情報（台帳情報に連携される意向情報を含む）・地図情報の参照や地図機能を使った現況地図や目標地図（素案）、目標地図、地域計画エリア等の作成等を行う。

・**都道府県庁**は、台帳情報（台帳情報に連携される意向情報を含む）・地図情報（目標地図等を含む）を参照できる。

・**農地中間管理機構**は、台帳情報（台帳情報に連携される意向情報を含む）・地図情報の参照や地域計画に基づいた農用地利用集積等促進計画の作成（条件調整結果の確定等）を行う。

<ワンデスクシステム>

・**農業委員・推進委員**は、タブレットを使った出し手・受け手の意向把握や促進計画実行のための条件調整を行い、**農業委員会**は、その結果を参照できる。

・**市町村**（新規就農関連部署を含む）、**都道府県庁**（農業経営・就農支援センターを含む）は、意向情報を参照をできる。

・**現地コーディネーター**は、促進計画実行のための条件調整を行い、**農地中間管理機構**は意向情報や条件調整結果を参照できる。

・**JA、土地改良区等**の関係機関は、意向情報を参照できる。

<意向登録サイト>

・**出し手・受け手**は、農業委員会から発行されたアカウント、URLを用いて意向を回答できる。

(参考) 農業委員会サポートシステムの法的根拠

①農地台帳の項目のうち公表項目と地図情報をインターネットにより一般公開すること

農業委員会等

<農地法>

(農地台帳の作成)

第五十二条の二 農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、前条の規定による農地に関する情報の整理の一環として、一筆の農地ごとに次に掲げる事項を記録した農地台帳を作成するものとする。

- 一 その農地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 二 その農地の所在、地番、地目及び面積
- 三 その農地に地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあっては、これらの権利の種類及び存続期間並びにこれらの権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びに借賃等（第四十一条第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定において定められた補償金を含む。）の額
- 四 その他農林水産省令で定める事項

- 2 農地台帳は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製するものとする。
- 3 農地台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による申請若しくは届出又は前条の規定による農地に関する情報の収集により得られた情報に基づいて行うものとし、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するよう努めるものとする。
- 4 前三項に規定するもののほか、農地台帳に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(農地台帳及び農地に関する地図の公表)

第五十二条の三 農業委員会は、農地に関する情報の活用の促進を図るため、第五十二条の規定による農地に関する情報の提供の一環として、農地台帳に記録された事項（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- 2 農業委員会は、農地に関する情報の活用の促進に資するよう、農地台帳のほか、農地に関する地図を作成し、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の地図について準用する。

(参考) 農業委員会サポートシステムの法的根拠

<農地法施行規則>

(農地台帳に記載する事項)

第百一条 法第五十二条の二第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 その農地の耕作者の氏名又は名称及びその者の整理番号
- 二 その農地の所有者の国籍等（法人にあつては、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国並びに理事等（構造改革特別区域法第二十四条第一項の規定の適用を受けて当該農地を取得した法人にあつては、役員）及び使用人の氏名、住所及び国籍等）
- 三 その農地の所有者が法人である場合には、主要株主等の氏名、住所及び国籍等（主要株主等が法人である場合には、その名称、設立に当たつて準拠した法令を制定した国及び主たる事務所の所在地）
- 四 その農地に使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあつては、当該権利が次のいずれに該当するかの別
 - イ 法第三条第一項の許可を受けて設定又は移転されたもの
 - ロ 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて設定又は移転されたもの
 - ハ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第三条第三項の承認に係る特定農地貸付けによつて設定又は移転されたもの
 - ニ イからハまでに掲げるもの以外のもの
- 五 その農地に係る遊休農地に関する措置（法第四章に定める措置をいう。）の実施状況
- 六 その農地の所有者が当該農地について法第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する意思がある旨の表明があつた場合にあつては、その旨（その旨を法第五十二条の三第一項の規定により公表することについて当該所有者の同意がある場合に限る。）
- 七 その農地が次に掲げる地域又は区域内にある場合にあつては、その旨
 - イ 農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域
 - ロ 農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域
 - ハ 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域
 - ニ 市街化区域
 - ホ 都市計画法第七条第一項の規定により定められた市街化調整区域
 - ヘ 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定により定められた生産緑地地区
 - ト 地域計画の区域
- 八 その農地が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の四第一項本文又は第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けているかどうかの別
- 九 その農地について農地中間管理機構が農地中間管理権又は経営受託権（農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第三項第三号ロに規定する経営受託権をいう。以下この号において同じ。）を有する場合には、その旨及び当該農地についての賃借権若しくは使用貸借による権利又は経営受託権の設定又は移転の状況
- 十 その他必要な事項

(参考) 農業委員会サポートシステムの法的根拠

<農地法施行規則>

(農地台帳の正確な記録を確保するための措置)

第百二条 農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年一回以上、農地台帳について、固定資産課税台帳（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第九号に掲げる固定資産課税台帳をいう。）及び住民基本台帳との照合を行うものとする。ただし、固定資産課税台帳との照合は、同法第二十二条の規定に違反しない範囲内で行うものとする。

(公表することが適当でない事項等)

第百四条 法第五十二条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 市街化区域内にある農地 全ての事項
- 二 前号に掲げる農地以外の農地 法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の住所並びに同号に規定する借賃等の額並びに第百一条第二号から第四号まで、第八号及び第十号に掲げる事項
- 2 法第五十二条の三第一項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - 一 公表すべき事項を記載した書面を市町村の事務所に備え置き、公衆の閲覧に供すること。
 - 二 公表すべき事項（法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の氏名又は名称並びに第百一条第一号に規定する者の氏名又は名称を除く。）をインターネットの利用その他の方法により提供すること。

<「農地法の運用について」の制定について>

第6 農地台帳等の作成及び公表

1 第52条の2 関係

(1) 第52条の2の規定に基づき農業委員会が作成する農地台帳の作成については、次の事項に留意されたい。

- ア 地目及び面積は、登記簿に記載されている内容を記録するとともに、これと異なる現況にあることを把握している場合には、当該現況も併せて記録することが適当であること。
- イ 借賃等は当該農地の1年間の借賃の額を記録するとともに、これを10アールあたりに換算した額も併せて記録することが適当であること。
- ウ 当該農地が共有状態にある場合には、共有持分を有する者全ての者に関する情報を記録するとともに、各自の持分割合が判明している場合には、さらにその持分割合を記録することが適当であること。

2 第52条の3の規定に基づき農業委員会が行う公表については、以下の事項に留意されたい。

- (1) 本規定に基づく公表は、公表することが適当でないものとして則第104条第1項で定めるものを除き、各市町村で定めている個人情報保護条例等の規定に係わらず、必ず行わなければならないものであること。
- (2) 公表を行うに当たっては、各市町村の判断で、地方自治法に基づく条例を制定し、手数料を求めることを妨げるものではないこと。

(参考) 農業委員会サポートシステムの法的根拠

②農地法・農業委員会法に定められる都道府県知事、市町村、農業委員会NW機構、農地中間管理機構への農地情報を提供できるようにすること

全国農業会議所・都道府県農業会議（農業委員会ネットワーク機構）

<農業委員会法>

（農地に関する情報の利用等）

第五十一条 農業委員会（第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第三項において同じ。）は、農業委員会ネットワーク業務の実施に必要な限度で、機構が農地に関する情報の提供を求めたときは、機構に対し、当該情報の提供を行わなければならない。

2 各機構は、農業委員会ネットワーク業務の実施に必要な限度で、その保有する農地に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる。

3 機構は、農業委員会が農地に関する情報の提供を求めたときは、農業委員会に対し、当該情報の提供を行わなければならない。

第五十二条 機構は、農業経営を営み、又は営もうとする者の求めに応じ、これらの者に対し、前条第一項又は第二項の規定により得られた情報の提供を行うことができる。

2 機構は、前条第一項又は第二項の規定により得られた情報の整理を行い、関係行政機関等、農地中間管理機構その他農林水産省令で定める者の求めに応じ、これらの者に対し、当該情報の提供を行うことができる。

3 前項の規定により情報の提供を受けた農地中間管理機構その他同項の農林水産省令で定める者は、当該情報をその提供を受けた目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(参考) 農業委員会サポートシステムの法的根拠

②農地法・農業委員会法に定められる都道府県知事、市町村長、農業委員会NW機構、農地中間管理機構への農地情報を提供できるようにすること

農地中間管理機構

<農地法施行規則>

(農地台帳に記録された事項の提供)

第百三条 農業委員会は、農地中間管理機構に対し、その求めに応じ、農地台帳に記録された事項（第百一条第二号及び第三号に掲げる事項を除く。）を提供するものとする。

- 2 農業委員会は、土地改良区に対し、その求めに応じ、農地台帳に記録された事項のうち、法第五十二条の二第一項第一号、第二号及び第三号に掲げる事項並びに第百一条第一号、第四号及び第九号に掲げる事項に該当するものを提供するものとする。
- 3 農業委員会は、前二項の規定により農地台帳に記録された事項を提供する場合には、当該事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該事項の適切な管理のために必要な条件を付するものとする。

第百三条の二 農業委員会は、市町村長に対し、法第三十六条第一項の規定による勧告に係る農地及び農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項第一号に掲げる権利に限る。）が設定された農地について農地台帳に記録された事項のうち、法第五十二条の二第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第百一条第一号、第五号及び第九号に掲げる事項に該当するものを提供するものとする。

- 2 農業委員会は、前項の規定により提供した事項に変更があつた場合には、市町村長に対し、速やかに、当該変更後の事項を提供するものとする。

都道府県知事・市町村長

<農地法>

(農地に関する情報の利用等)

第五十一条の二 都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、その保有する農地に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる。

(参考) 農地台帳の公表事項について

	公表		機構への情報提供 (省令 § 103①)	土地改良区への情報提供 (省令 § 103②)
	インターネット等 (要約書の交付を含む) (省令 § 104②二)	窓口での書面の閲覧 (省令 § 104②一)		
農地の所在、地番、地目及び面積 (法 § 52-2①二)	○	○	○	○
賃借権等の種類・存続期間 (法 § 52-2①三)	○	○	○	○
耕作者ごとの整理番号 (省令 § 101一)	○	○	○	○
遊休農地の措置の実施状況 (省令 § 101五)	○	○	○	×
貸付けに関する所有者の意向 (省令 § 101六)	○	○	○	×
農振法・都市計画法等の区域区分、地域計画の区域 (省令 § 101七)	○	○	○	×
機構が借りている農地かどうか (省令 § 101九)	○	○	○	○
所有者の氏名・名称 (法 § 52-2①一)	×	○	○	○
賃借人等の氏名・名称 (法 § 52-2①三)	×	○	○	○
耕作者の氏名・名称 (省令 § 101一)	×	○	○	○
所有者の住所 (法 § 52-2①一)	×	×	○	○
賃借人等の住所 (法 § 52-2①三)	×	×	○	○
借賃等の額 (法 § 52-2①三)	×	×	○	○
所有者の国籍等 (省令 § 101二)	×	×	×	×
法人の主要株主等の氏名、住所、国籍等 (省令 § 101三)	×	×	×	×
権利移動に係る手続の根拠法 (省令 § 101四)	×	×	○	○
納税猶予の適用状況 (省令 § 101八)	×	×	○	×
その他必要事項 (省令 § 101十)	×	×	○	×

※ 市街化区域内の農地については、市街化を進めるべき地域にあり転用が許可なく行えるものであることから、農地台帳に記録されている全ての事項について、公表対象から除外する(省令 § 104①一)。

※※ 農地の賃貸借は、引き渡しによって第三者に対抗できるため(農地法第16条)、賃借人の登記は通常行われていない。また、住民基本台帳は個人情報の保護の観点等から閲覧を制限している。